

2026年度

2026 Admission

研究生募集案内

Guideline for Research Students

千葉大学大学院医学薬学府

Graduate School of Medical and Pharmaceutical Sciences

研究生は、本学において特定の専門事項について研究することを志願するものがあるとき、授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、入学を許可するものです。出願を希望する場合は、指導教授の許可を必ず得たうえで、以下の手続きにより申請してください。

If you wish to apply, please obtain permission from your academic advisor and apply according to the following procedures.

I. 出願資格 **Required Qualifications**

1. 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者、及び入学前までに修士若しくは博士の学位又は専門職学位を取得見込みの者

Those who have a master's degree, doctoral degree, or professional degree, or expects to obtain one by prior to admission.

2. 外国において修士若しくは博士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、及び入学前までに授与される見込みの者

Those who have a master's degree, doctoral degree, or a degree equivalent to a professional degree in a foreign country, or expects to obtain one by prior to admission.

3. その他受入部局において、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

Those who do not meet the conditions 1 or 2, but recognized by the accepting department as having academic abilities equivalent or superior to a master's or doctoral degree or a professional degree.

II. 入学の時期 **Admission Period**

入学の時期は4月、または10月とします。

Admission is beginning of the semester (April or October)

III. 研究期間 **Research Period**

研究期間は1年とします。ただし、申請によりその期間の延長を許可することがあります。(入国管理の面から、外国人留学生の延長は1回のみとなります)

The research period is one year. However, extension of the period may be granted upon request.

IV. 願書提出期間 **Application Period**

入学の時期 Admission period	願 書 提 出 期 間 Application period	
	外国在住出願者 Applicants residing out of Japan	日本在住出願者 Applicants residing in Japan
2026年 4月入学 April, 2026	2025年11月4日(火)～2025年11月28日(金) Nov. 4, 2025 (Tue) - Nov. 28, 2025 (Fri)	2026年3月2日(月)～2026年3月3日(火) Mar. 2, 2026 (Mon) - Mar. 3, 2026 (Tue)
2026年 10月入学 October, 2026	2026年5月1日(金)～2026年5月29日(金) May 1, 2026 (Fri) - May 29, 2026 (Fri)	2026年9月 上旬予定 Early September, 2026

V. 提出先 Submit to

1. 願書等の提出は、亥鼻地区事務部学務課大学院係に提出してください。

Please submit your application form and other documents to the Inohana Campus Graduate School Office.

2. 受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く10:30~12:00/13:00~16:30とします。

Submission hours: 10:30-12:00/13:00-16:30 on Monday to Friday (except Saturday, Sunday, and holidays)

VI. 提出書類 Documents to be submitted

	外国在住出願者 Applicants residing out of Japan	日本在住出願者 Applicants residing in Japan
入 学 願 書 Application Form	○ (本学指定用紙)	○ (本学指定用紙)
検 定 料 Examination fee	○ (本学指定用紙)	○ (本学指定用紙)
履 歴 書 Curriculum Vitae for Japanese	—	○ (本学指定用紙)
保 証 書 Letter of Guarantee	○ (本学指定用紙)	○ (本学指定用紙)
誓約書(医学領域のみ)※1 Written Oath	○ (本学指定用紙)	○ (本学指定用紙)
確約書(薬学領域のみ)※2 Pledge Form	—	○ (本学指定用紙)
修了(見込)証明書 Certificate of completion (expected)	○	○
最終出身大学の成績証明書 Transcript of Grades	○	○ (外国人留学生のみ)
外国人留学生履歴書 Curriculum Vitae for Non-Japanese	○	○ (外国人留学生のみ)
在留カードのコピー Copy of resident card	—	○ (外国人留学生のみ)
パスポートのコピー Copy of passport	○	○ (外国人留学生のみ)
在留資格認定証明書交付に係る書類 (別紙参照) Document for Application for Certificate of Eligibility	○	—

- ※1 医師免許未取得者で臨床系希望者のみ

Only those who have not obtained a doctor's license and wish to study in a clinical field.

- ※2 日本で在職のまま入学を希望する者のみ提出

Only those who are working in a company or in an organization in Japan.

VII. 検定料・入学料・授業料 Fees

1. 検定料 Examination Fee 9,800円 (yen)

出願前に、金融機関の窓口（ゆうちょ銀行を除く）で、所定の振込依頼書を使用して振り込んでください。振込手数料は本人負担となります。

海外在住者で、外国送金による納入を希望される方は、出願前に亥鼻地区事務部学務課大学院係（inohana-in@chiba-u.jp）にご連絡ください。

なお、検定料改定が行われた場合には、改定時から新検定料が適用されます。

Before applying, please transfer money at the counter of a financial institution (except Japan Post Bank) using the designated bank transfer request form. The transfer fee must be paid by the applicant.

If you live overseas and would like to pay the examination fee by international remittance, please contact the Chiba University Inohana Campus Graduate School Office before applying.

If the application fee is revised, the new fee will be applied from the date of the revision.

2. 入学料 Admission Fee 84,600円 (yen)

なお、入学時に入学料改定が行われた場合には、改定時から新入学料が適用されます。

If the admission fee is revised, the new fee will be applied from the date of revision.

3. 授業料 Tuition Fee 173,400円 (yen) （6ヶ月分 for 6 months）

なお、入学時又は在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

If the tuition fee is revised, the new fee will be applied from the date of revision.

※研究生には入学料および授業料免除の取り扱いはありません。

There are no exemptions for entrance and tuition fees for Research Students.

VIII. 本件に関する連絡・照会先 Contact Information

千葉大学 亥鼻地区事務部学務課大学院係

〒260-8675 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号

TEL : 043-226-2009

E-Mail : inohana-in@chiba-u.jp

Chiba University Inohana Campus Graduate School Office

1-8-1, Inohana, Chuo-ku, Chiba-shi Chiba, 260-8675, Japan

TEL : +81-43-226-2009

E-Mail : inohana-in@chiba-u.jp

○千葉大学研究生規程

(平成16年4月1日)

改正 平成19年4月1日 平成19年12月26日

平成27年4月1日 平成27年10月1日

平成29年4月1日 平成31年4月1日

令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学学則第67条第2項及び千葉大学大学院学則第46条第2項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定める。

(受入部局)

第2条 研究生は、次に掲げる部局（以下「受入部局」という。）において、特定の専門事項について研究することができる。

一 学部

二 研究科（千葉大学大学院学則第2条第1項に規定する研究科をいう。以下同じ。）

三 専任の教員を置く共同利用教育研究施設

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 大学（受入部局と関連ある課程）を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位（受入部局と関連ある専攻分野）を授与された者

三 外国において学校教育における16年（医学部にあつては18年）の課程（受入部局と関連ある課程）を修了した者

四 その他受入部局において、研究しようとする専門事項について十分な研究能力があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、研究科に係る入学資格は、次の各号の一に該当するものとすることができる。

一 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において修士若しくは博士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 その他受入部局において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

第4条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に、検定料を添えて、指導教員及び受入部局の長を経て学長に願い出なければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- 四 その他必要と認める書類
(入学志願者の選考)

第6条 前条の入学志願者については、教授会又はこれに準ずる機関（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が選考の上、合格者を決定する。
(入学許可)

第7条 学長は、前条の選考により合格した者のうち、所定の期日までに所定の書類を提出し、入学料を納付した者について、入学を許可する。
(在学期間等)

第8条 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、願い出により、その期間の延長を許可することができる。

- 2 研究生は、在学中専心研究に従事するものとする。
(検定料、入学料及び授業料)

第9条 検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の額及びその徴収方法は、国立大学法人千葉大学における授業料その他の費用に関する規程に定めるところによる。

- 2 実験・実習等に要する実費については、別に負担させることができる。
- 3 研究生には、授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いはしない。
- 4 既納の授業料等は、返付しない。

(研究証明書)

第10条 研究生で相当の成果をあげたと認められる者には、学長は研究証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、事由を具し、指導教員及び受入部局の長を経て、学長に願い出なければならない。

(身分の取消し)

第12条 研究生として不適当と認められたときは、学長は研究生の身分を取り消すことができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、受入部局の長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる千葉大学に研究生として在学していた者で、平成16年4月1日にこの規程により千葉大学研究生として在学するものについては、第8条第1項ただし書により、在学期間の延長を許可されたものとみなす。

附 則（平成１９年４月１日）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１２月２６日）

この規程は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年１０月１日）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年４月１日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。